

**令和 6 年度第 3 回成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会
会議結果概要**

1 開催日時

令和 7 年 2 月 4 日（火）10：00～11：20

2 開催場所

成田市役所 議会棟 3 階 第一委員会室

3 出席者

（委員）

山田部会長（議長）、木村委員（職務代理者）、高橋雅美委員、高橋知子委員、小倉委員、高嶺委員、岸本委員、古川委員、塩島委員、宮田委員、廣田委員（事務局）

こども未来部：宮崎部長

こども政策課：狹山課長、青柳係長、兼坂主査、大野主任主事

子育て支援課：谷崎課長、根本係長

保育課：弘海課長、北見主幹、鴻池係長、遠藤係長

健康増進課：飯田課長

社会福祉課：鈴木課長

（傍聴人）なし

4 議題

- （1） 第 1 期成田市こども計画について
- （2） 小規模保育事業所の設置にかかる認可及び利用定員の設定について
- （3） 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

5 報告

- ・ 利用定員の変更（保育所分園の設置）について

6 配布資料

- ・ 会議次第
- ・ 座席表
- ・ 第 1 期成田市こども計画（原案）
- ・ 資料 1-① こども計画に関するパブリックコメントの実施結果について
- ・ 資料 1-② 成田市こども計画 新旧対照表
- ・ 資料 2 第二森の保育所 施設概要
- ・ 資料 3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について
- ・ 資料 4-① 分園の設置に伴う利用定員の設定
- ・ 資料 4-② キートスチャイルドケア美郷台本園・分園 施設概要
- ・ 資料 5 成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会について（案）

7 議事等

○傍聴者の受け入れについて

議長：本日の議題について、会議を非公開とする議題に該当しないため、成田市情報公開条例第 24 条に基づき公開して開催することになります。傍聴につきまして、定員を 10 名としておりますが、現在のところ傍聴希望者がございません。今後、審議中に希望者がありましたら、随時入室を認めることとしてよろしいでしょうか。

委員一同：（異議なし）

議長：それでは、異議なしということですので、審議中に希望者がありましたら、随時入室を認めることといたします。

○議題（1）第 1 期成田市こども計画について

「第 1 期成田市こども計画（原案）」、「資料 1-① こども計画に関するパブリックコメントの実施結果について」、「資料 1-② 成田市こども計画 新旧対照表」に基づき、事務局から説明。説明の概要は下記のとおり。

事務局：それでは、「第 1 期成田市こども計画」について、ご説明いたします。

資料の 1-①「第 1 期成田市こども計画に関するパブリックコメントの実施結果について」をご覧ください。昨年 10 月に開催いたしました本部会でご説明しましたとおり、本計画につきましては、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、12 月の市議会定例会にてパブリックコメントの事前報告を行い、12 月 15 日から 1 月 15 日までの間、パブリックコメントで市民の皆様から意見を募集いたしました。

公開の方法といたしましては、広報なりた、市ホームページ、公民館や図書館などでの閲覧のほか、子ども館や三里塚なかよしひろば、公津の杜なかよしひろばでチラシ配布をすることにより周知を行いました。その結果、13 名の方から 29 件のご意見がございました。パブリックコメントの意見等及び市の対応を次の資料に取りまとめておりますのでご覧ください。

表の左側から、提出された意見の概要として、計画の該当箇所と意見の内容を記載し、意見に対する市の考え方、計画の修正の有無を記載しております。提出いただいた意見を受けての計画の修正につきましては、1 件になりますので、対応状況等を順次説明する中で修正内容をご説明させていただきます。それではまず、1 番のご意見をご覧ください。計画の基本目標 1 にあります「こどもが健やかに成長できる環境づくり」に関しまして、こどもの育ちに関して、3 歳くらいまでの環境づくりが大切であるとのことのご意見がございました。

ご意見に対する市の考え方といたしましては、子育て世帯が安心して子育てができる環境を整え、こどもが健やかに成長できるよう、こども家庭センターを中心に、子育て家庭やこどもへの一体的な支援を実施すること、また、未就学児や保

護者の居場所として「なかよしひろば」などにおいて地域子育て支援事業を実施し、相談体制の充実を図る旨を回答いたします。

次に、2 番をご覧ください。基本目標 2「こどもが安心して育つための家庭への支援」に関しまして、こども目線だけでなく、親が安心して子育てができる環境を整えていくことも大切であるとのことご意見をいただきました。

ご意見に対する市の考え方といたしましては、保護者の不安や負担を軽減するため、こども家庭センターにおいて、子育て世帯やこどもへの一体的な支援を実施するとともに、経済的支援や子育てに関する相談支援を実施するなど、子育て支援策の更なる充実を図っていく旨を回答いたします。

2 ページをご覧ください。意見の 3 番でございます。基本目標 1 基本施策①「こどもの意見表明・社会参画の推進」にあります主な取組事項「こどもの意見聴取・反映への取組の充実」に関しまして、こどもの意見を反映させるための方法について、特に不登校やいじめにあって声を上げられないこどもの声をすくい上げる方法や、教員からのハラスメントなどがあった場合に、その声を把握する方法をこどもや保護者に周知してほしいとのことご意見がありました。

ご意見に対する市の考え方といたしましては、こどもの意見を聴き、市の施策に反映させるための方法として、アンケートやワークショップを実施することを検討しており、実施に当たっては、さまざまな立場のこども・若者に参加してもらえよう、広く周知を図る旨を回答いたします。また、こどもや子育て家庭の悩みなどの相談窓口として、こども家庭センターのほか、国や県の相談対応ダイヤルや SNS 等の相談窓口について、市のホームページや「なりた子育て応援サイト」などにより、周知を図っていること、公立小中義務教育学校では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談員を配置し、こどもや保護者からの相談・支援を行っている旨を回答いたします。

続きまして、3 ページ、5 番をご覧ください。

基本目標 1 基本施策②の主な取組事項「こどもの権利の普及、啓発」に関しまして、「子どもの権利ノート」を小中学校の児童生徒にかみ砕いて渡して欲しい。また、道徳の授業や特別活動の中で、こどもと考え合っ欲しいとのことご意見がありました。

ご意見に対する市の考え方といたしましては、「子どもの権利ノート」を小学校や子ども館において配布しており、引き続き、積極的に周知を図ること、また、各学校においては、こどもの権利の内容が教科の目標に合致すると判断できる場合に、学校の状況などに応じて授業等で取り扱えるよう検討すること、さらに、「なりた子育て応援サイト」に、こども向けのページを作成し、こどもの権利について紹介することを検討している旨を回答いたします。

続きまして、6 番になります。基本目標 1 基本施策④「こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験機会の充実」に関して、小中学生だけでも行くことができ、やりたいことができる施設があると良いとのことご意見をいただきました。

ご意見に対する市の考え方といたしましては、こどもが安全で安心して過ごせる居場所として、子ども館1階の「ふれあいひろば」や、図書館において、「アオハルひろば」を設置していること、また、気軽に安心して過ごせる居場所が多いほど、自己肯定感が高まる傾向が示されたことから、こどもの居場所の更なる拡充を図るため、こども食堂や学習支援、プレーパークを実施する民間団体に対し運営費等を補助する事業の実施の検討を進めている旨を回答いたします。

続きまして、6ページをお開きください。13番になります。

基本目標1 基本施策④「こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験機会の充実」に関してのご意見になります。計画の修正がございますので、あわせて資料の1—②「第1期成田市こども計画 新旧対照表」をご覧ください。新旧対照表については、左側が変更前、右側が変更後になっております。

新旧対照表にありますとおり、主な取組事項N0.10、11、12、13について、文化体験、文化活動、文化芸術活動の言葉が混在しているというご意見をいただきましたことから、N0.10、N0.13の文言について「文化」から「文化芸術」に修正し、表記を統一いたします。そのほかに表記の修正はございません。

続きまして、パブリックコメントにお戻りいただきまして、14番をご覧ください。

基本目標1 基本施策⑥「困難に直面するこどもへの支援」に関して、支援を必要としている家庭を見つけ出し、支援できる地域社会が求められていると感じるとのご意見をいただきました。

ご意見に対する市の考え方といたしましては、こども家庭センターにおいて、こどもや子育て家庭に関することについて一体的な相談・支援を行うとともに、学校等への訪問や各地区の主任児童委員などの関係機関と連携するなど、早期発見・早期対応に取り組んでいる旨を回答いたします。

続きまして、7ページをお開きください。15番になります。基本目標1 基本施策⑥「困難に直面するこどもへの支援」の主な取組事項「こどもとの関わり方についての相談・支援」に関して、こどもと向き合うときのポイントが学べる機会があるとよいとのご意見をいただきました。

ご意見に対する市の考え方といたしましては、子育て等に不安がある保護者に対し、こどもの状況等に応じた支援を行うとともに、親子のコミュニケーション講座などを実施していること、また、保育園や幼稚園、小中学校、PTAと連携して、家庭教育学級や「子育て学習講座」なども実施し、家庭の教育力の向上を図ることなどを回答いたします。

続きまして、16番をご覧ください。基本目標1 基本施策⑥「困難に直面するこどもへの支援」の主な取組事項「ヤングケアラーへの支援」に関して、ヤングケアラーの自覚がないこどもを早期発見できる方法が必要だと感じる。こどもが自ら発信できるようなツールがあるとよいとのご意見をいただきました。

ご意見に対する市の考え方といたしましては、ヤングケアラーの理解の促進と早期発見につなげるため、学校等への訪問を通じて周知・啓発を図るとともに、関

係機関と連携し、適切な支援の提供やサービスの利用につなげること、また、こども家庭センターのほか、国や県の相談対応ダイヤルや SNS 等の相談窓口について、市のホームページや「なりた子育て応援サイト」などにより、周知を図っている旨を回答いたします。

続きまして、8 ページをお開きください。19 番になります。基本目標 2 基本施策③「困難に直面するこどもへの支援」の主な取組事項「学校給食費にかかる支援の実施」に関して、給食費の無料化を実施すべきであるとのことご意見をいただきました。

ご意見に対する市の考え方といたしましては、子育てや教育における負担が大きい家庭から段階的に無料化を進めており、今後も、財源の持続的・安定的確保などを見極めながら検討する旨を回答いたします。

続きまして、9 ページをお開きください。20 番になります。基本目標 3 基本施策①「地域における子育て支援活動の推進」に関して、近所の人たちとの交流を増やせば、子育て家庭の負担を軽減できるのではとのことご意見がありました。

ご意見に対する市の考え方といたしましては、地域において子育てを支援する活動として、ファミリー・サポート・センター事業や学校と地域の連携など、地域がこどもや子育て家庭を見守る環境を整えること、また、子育て家庭の負担や悩みの軽減のため、「なかよしひろば」などにおいて、保護者同士の交流や子育てに関する相談支援を実施していく旨を回答いたします。

続きまして、21 番でございます。基本目標 3 基本施策①「地域における子育て支援活動の推進」の主な取組事項「子育て支援団体等の連携の支援」に関して、ぜひ実施してほしいとのことご意見がありました。

ご意見に対する市の考え方といたしましては、こども食堂を運営している団体などについて、連絡調整やネットワーク会議等を開催することを検討している旨を回答いたします。

続きまして、22 番をご覧ください。計画全体の内容に関して、こどもにとって意味のあるものにするために、教育委員会とのつながりをつくり、一歩深めた施策を進めて欲しいとのことご意見がありました。

ご意見に対する市の考え方といたしましては、本計画の策定に当たって、こども未来部を中心に、教育委員会や福祉部などと連携を図り、全庁的に施策について検討したところであり、今後も、庁内の関係部署や関係機関との連携しながら施策を実施すること、また、教育委員会において令和 7 年度に策定することとなっている教育振興基本計画についても、こども計画との整合を図りながら施策を検討していく旨を回答いたします。

続きまして、10 ページをお開きください。23 番になります。本計画の周知とパブリックコメントに関して、学校などで本計画についてこどもに説明し、意見をもらったほうが、率直な意見が聞けるのではないかとのご意見がありました。ご意見に対する市の考え方といたしましては、本計画について広く周知するため、市

のホームページにおいて、専用ページやこども向けのページを公開しているほか、小中義務教育学校にも情報を共有していることなどを回答いたします。また、今後も、「なりた子育て応援サイト」に、こども向けのページを作成し、本計画やこども基本法の内容などを掲載する旨を回答いたします。

続きまして、11 ページをご覧ください。24 番から 26 番につきましては高校生からいただいた意見になります。

24 番につきましては、基本目標 1 基本施策①「こどもの意見表明・社会参画の推進」に関して、ワークショップだけでなく、さまざまな場で意見聴取してほしいとの意見をいただきました。次の 12 ページにあります 25 番のご意見についても同様となり、ご意見に対する市の考え方といたしましては、こどもの意見を聴くため、ワークショップやアンケート等を実施すること、また、高校生から 24 歳までのこども・若者を委員として公募し、市に事業提案する事業の実施を検討しており、さまざまな立場の皆様に参加してもらえるよう、広く募集する旨を回答いたします。

続きまして 13 ページをお開きください。27 番になります。27 番と 28 番が中学生からのご意見になります。27 番につきましては、基本目標 1 に関しまして、こどもの思いが直接伝えられる取組が始まってうれしかったとのご意見をいただきました。

ご意見に対する市の考え方といたしましては、先ほどの 24 番・25 番の回答と重なる部分がございますが、高校生から 24 歳までのこども・若者が委員となり、市に事業提案する取組を行う予定であり、さまざまな立場のこども・若者に参加してもらえるよう、広く募集する旨を回答いたします。

続きまして、14 ページをお開きください。28 番でございます。基本目標 1 に関して、悩みなどを早く相談できる場をつくってほしいとのご意見がありました。ご意見に対する市の考え方といたしましては、こどもや子育て家庭の悩みなどの相談窓口として、こども家庭センターのほか、国や県の相談対応ダイヤルや SNS 等の相談窓口について、市のホームページや「なりた子育て応援サイト」などにより、周知を図っていること、公立小中義務教育学校では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談員を配置し、こどもや保護者からの相談・支援を行っている旨を回答いたします。

資料 1—①「第 1 期成田市こども計画に関するパブリックコメントの実施結果について」の説明は以上でございます。

続きまして、先ほど、ご覧いただきましたが、資料 1—②「第 1 期成田市こども計画 新旧対照表」をご覧ください。1 ページは先程ご覧いただいた内容となりますので、2 ページをご覧ください。

計画の第 5 章、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」にあります、放課後児童育成健全事業についてでございます。変更前の下段の確保方策に赤字で記載してありますとおり、令和 10 年度に成田児童ホーム

を拡大することとしておりましたが、計画を前倒しし、来年度に成田小学校の余裕教室を活用した「成田第三児童ホーム」を開設する予定であることから、これに合わせて修正しようとするものです。なお、令和 7 年度以降につきましても、待機児童の解消を図るため、施設を増設するなど、児童の生活の場の確保に向けて整備を進めることとしております。

「第 1 期成田市こども計画」の修正箇所は、パブリックコメントでいただいたご意見を受けた修正とご説明いたしました児童ホームに関するものの 2 点でございます。

なお、本計画につきましては本案が最終案となりますことから、本案をもって保健福祉審議会に諮問させていただきます。以上、「第 1 期成田市こども計画」についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

質疑については以下のとおり。

委員：今回いただきましたこども計画の原案について、用語の解説も含まれており、また内容も整理されており、とても読みやすいと思います。ありがとうございます。

内容に関して伺いさせていただきますが、こども計画（原案）17 ページの虐待の相談対応件数の推移ですが、文中の新規児童虐待相談件数に括弧書きで、身体的・性的・心理的虐待、ネグレクトの総数とありますが、前回の会議で性的虐待は 0 だとの回答がありました。そのため、括弧の中に性的と入っていると、性的虐待についても増加していると受け止められてしまうのではないのでしょうか。また、棒グラフの中にそれぞれの内訳の数が入ると見やすいのではないのでしょうか。

事務局：前回の会議で性的虐待がなかったと申し上げたのは、令和 5 年度のことでございます。他の年度については、数自体は少ないものの性的虐待がある年もございますので、性的虐待についても記載したものです。また、グラフに各項目の件数を記載することについてのご意見ですが、各項目の件数の記載については検討しましたが、他の資料でのグラフの兼ね合い等があることから各項目については記載しないものとなりました。

委員：分かりました。次にこども計画（原案）21 ページのファミリー・サポート・センター事業についてです。掲載されているグラフをみますと、会員数が多くなっており、令和 5 年度では支援を必要としている利用会員が 504 名、協力会員が 76 名となっておりますが、134 ページにある量の見込みでは 18 という数字になっており、この差が大きくなっていますが、この理由を教えてください。

事務局：ファミリー・サポート・センターにつきましては、以前に会員の登録料を無料する等、より登録しやすい環境整備に努めておりまして、登録数は増加傾向にあります。昨年度末は 607 人でございました。今年度も 600 名は超えるものと見込んでいます。利用件数については、コロナ禍で利用が減っていた状況がございまして、コロナ禍で特に活動件数が少なかった年では年間 114 件でございましたが、令和 5

年度につきましては、263 件と増加傾向となっており、コロナ禍前までは回復はしていませんが、社会福祉協議会で会員への周知や利用の促進等を図っていただいているところです。今年度につきましても、昨年度の同時期と比較すると増加しておりまして、引き続き増加できるような取組を行っていきたいと考えております。ただ、需要側である利用したいという方の登録は多い状況ですが、提供する側が少ない状況となっており、また需要側で車の送迎をお願いしたい等の利用条件を満たさないようなものがありますので、需要側と供給側の差を縮めていくような取組を行う必要があるかと考えておりますが、引き続き取り組んでいきたいと思っております。また、ご指摘がございましたこども計画（原案）134 ページの下段のファミリー・サポート・センター事業の量の見込み等につきましては、18 名と記載しているのは1 週間あたりの利用人数となっておりますので、年間の増加利用件数を見込んで量の見込みを算出しているものでございます。

委員：続いてですが、こども計画（原案）105 ページの障がい児・医療的ケア児等への支援の取組事項として、ライフサポートファイルの利用促進の記載がございました。障害を抱えるお子さんが様々な医療機関を受診する際に、そのお子さんの保護者がそのお子さんについての説明をその都度する必要がありますが、このライフサポートファイルは、児童の生まれたときから現在までの支援等について全て記録されているものですので、このファイルがあると障害を抱えるお子さんを持つ保護者にとっては、とても助かるものだと思います。また、障害を抱えるお子さんを持つ保護者が心配しているのは、保護者が亡くなった場合に残されたお子さんのことです。そのようなときにこのライフサポートファイルは一助となって大きな役割を果たすのではないかと思います。教育センターで該当の家庭には配布しているかと思いますが、こども計画（原案）ではライフサポートファイルの促進を図ると記載されておりますので、教育センターの他にどこでライフサポートファイルをいただけるのか等、ぜひ今後ライフサポートファイルに関する PR をお願いしたいと思っております。

事務局：ご指摘のとおりかと思いますので、本日の会議には障がい者福祉課が出席していないため、ご意見があった旨をお伝えさせていただきまして、周知に努めてまいります。

○議題（2）小規模保育事業所の設置にかかる認可及び利用定員の設定について

「資料 2 第二森の保育所 施設概要」に基づき、事務局から説明。

説明の概要は下記の とおり。

事務局：「小規模保育事業所の設置にかかる認可及び利用定員の設定について」をご説明申し上げます。

小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業につきましては人員配置や面積基準など、施設・事業に必要な基準を満たしているかどうかを審査し、市が認可

を行うこととなっております。

市が認可を行うに当たりましては、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、「審議会等を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない」と定められているところでございます。

また、子ども・子育て支援法においては、保育所、幼稚園、認定こども園の施設型給付につきましては、認可を受けた施設及び事業者について、利用定員や会計処理などの運営基準が給付の対象となる施設あるいは事業者として適格かどうかを「確認」することとされており、定員の設定に当たっては、子ども・子育て支援法第34条第4項の規定により、同様に、審議会等に意見を聴かなければならないと定められておりますことから、本年4月1日からの事業開始にあたり、「認可」及び「確認」の申請がありました小規模保育事業所「第二森の保育所」について、ご意見をお伺いするものです。

右上に資料2-①とあります「第二森の保育所 施設概要」の2ページ目をご覧ください。

事業主体は、現在、吉倉地区において小規模保育事業所「森の保育所」を運営している、株式会社遠山福祉になります。

右上の欄に位置図を掲載しておりますが、現在の小規模保育事業所を黄色い枠で囲んでおりますが、その隣の赤い枠の位置になります。

令和4年度まで、家庭的保育事業所として運営していた建物を改修し、小規模保育事業所として開設するものです。

森の保育所に対しましては、これまでも、市から、運営について定期的に指導・監査を行ってまいりましたが、適切に運営されていることを確認しております。施設の定員につきましては、認可定員と利用定員を記載しておりますが、認可定員はその施設が受け入れることのできる最大の人数であり、利用定員は実際に運営するうえでの受け入れ人数となっております。認可定員と利用定員につきましては同数としており、0歳児が3名、1歳児が4名、2歳児が5名で、施設全体で12名となります。3ページの施設の平面図をご覧ください。園舎は木造2階建てであり、1階に保育室、調理室、沐浴室、幼児用トイレを配備する予定です。左側の保育室では0・1歳児4名、右側の保育室で1・2歳児8名を保育する予定となっております。

利用定員における面積基準は、0・1歳児1人につき3.3㎡、2歳児1人につき1.98㎡としておりますが、左側の保育室の有効面積16.56㎡に対して、0・1歳児4人分として13.2㎡、右側の保育室の有効面積22.43㎡に対して、1歳児3名、2歳児5名で19.8㎡となるため、基準を満たしております。屋外遊戯場につきましては建物の裏にあります、310㎡の園庭を使用する予定です。

また、保育士につきましては、今回の開業にあたり園長1名、保育士4名、看護師1名、調理員1名で、合計7名の職員体制となる予定です。

事業開始予定日である4月1日に向け、現在、事業主と市で認可等の申請手続き

を進めているところでございます。建物の改修は3月上旬に終了する予定となっており、終了したら現地確認に伺う予定としております。

なお、「第二森の保育所」の設置に伴い、現在の「森の保育所」は「第一森の保育所」と名称が変更になります。資料の4ページ・5ページに「第一森の保育所」の概要を掲載しておりますので参考にご覧ください。

以上、「小規模保育事業所の設置にかかる認可及び利用定員の設定について」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

特に質疑なし。

○議題(3) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施について

「資料3 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施について」に基づき、事務局から説明。説明の概要は下記のとおり。

事務局：乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施についてご説明いたします。資料3「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施について」と記載しております資料をご覧ください。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)につきましては、本年度において、国の本格実施に向けた試行的事業として、本市においても赤荻保育園と長沼保育園の公立保育園2園で実施しているところですが、令和7年度から制度が新たに創設されるものでございます。

制度の実施に当たり、昨年6月に児童福祉法及び子ども・子育て支援法が改正されており、児童福祉法においては、市町村以外の者が事業を実施する場合には、家庭的保育事業等と同様に市町村長による認可事業とされるとともに、子ども・子育て支援法では、令和8年度からは新たな給付として「乳児等のための支援給付」が創設され、給付の対象事業者として市町村長による「確認」が必要とされております。

これに伴いまして、市が「認可」と「確認」を行う際に、小規模保育事業所等の開設に当たって実施しているものと同様に、審議会等の意見を聴くこととされておりますことから、令和7年度からの事業の開始に当たり、委員の皆様にご意見を伺うものでございます。

資料に沿って、1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の概要からご説明いたします。

(1) 乳児等通園支援事業につきましては、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度でございます。

(2) 制度の本格実施までのスケジュールでございますが、先ほど申し上げまし

たとおり、本年度に制度の本格実施を見据えた試行的事業を実施しており、本市においても赤荻保育園と長沼保育園の公立保育園 2 園で実施しております。令和 7 年度におきましては、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、本市においては実施施設を公立保育園のほか、私立保育園等に拡大する予定としております。

また、令和 8 年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施することとなっております。

(3) 事業の利用につきましては、対象は 6 カ月以上～3 歳未満で保育所等に通っていないこどもとなります。利用可能時間につきましては、令和 7 年度は 1 人当たり月 10 時間とし、令和 8 年度以降につきましては、月 10 時間以上となる予定でございますが、今後検討がなされることとなっております。利用方法につきましては、保護者が市へ申請し、認定手続きを行ってからご利用いただくこととなります。利用料につきましては、公立保育園等については 1 時間当たり 200 円としております。また、私立保育園等につきましては、実施施設で設定していただくことになります。

(4) 実施事業者につきましては、保育園、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所のほか、認可基準を満たす施設となります。事業の実施に当たっては、児童福祉法上の市の「認可」と子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度となる令和 8 年度からは、子ども・子育て支援法上の市の「確認」が必要となります。「認可」と「確認」につきましては、資料の裏面 (7) と (8) に詳細を記載しておりますのでご確認ください。

まず、(7) の認可につきましては、児童福祉法が改正され、乳児等通園支援事業の認可に当たっての要件や施設・設備の基準等の規定が追加されております。この改正により、本市においても、令和 7 年 3 月定例会において、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する予定でございます。

また、(8) の「確認」につきましては、子ども・子育て支援法が改正され、令和 8 年 4 月 1 日施行となりますが、乳児等通園支援事業の実施事業者について、給付の対象事業者として適当であることの確認などの規定が追加されております。この改正により、本市においても、令和 7 年度中に条例を制定する予定でございます。児童福祉法と子ども・子育て支援法の規定の内容につきましては、参考として 3 ページに記載しておりますので、後ほどご確認ください。1 ページ目に戻っていただきまして、実施方法につきましては、一般型と余裕活用型の 2 種類がございます。一般型につきましては、施設の利用定員と関係なく、定員を設定し乳幼児を受け入れる方法で、余裕活用型は、施設を利用する児童の数が施設の利用定員に達しない場合に、利用定員の範囲内で乳幼児を受け入れる方法となります。

次に 2 ページをお開きください。施設の基準になりますが、一般型について

は、一時預かり事業と同様になっており、資料にありますとおりでございます。また、余裕活用型については、保育所等の各施設又は事業の基準によるとされております。人員の配置基準につきましても、一般型は一時預かり事業と同様になっており、乳幼児の年齢及び人数に応じて、0歳児3人に対して保育従事者1人、1・2歳児6人に対して保育従事者1人を配置し、保育従事者のうち2分の1以上を保育士とするとされております。余裕活用型については、保育所等の各施設又は事業の基準によるものとなります。

次に、(5) 乳児等通園支援事業に関する国のシステムの利用につきましては、現在、こども家庭庁が全国の自治体で予約の管理などかできるシステムを作成しております。このシステムについては、現在、開発が遅れており、令和7年度途中からの開始になる予定でございます。

また、乳児等通園支援事業については、量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める必要があるため、こども計画にも記載しております。概要の説明は以上となりますが、続きまして、4ページのA3の資料をお開きください。令和7年度に本市で乳児等通園支援事業を実施する施設になります。事業の開始に当たり、市内の私立保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所に、実施の意向を確認し、本年7月までに実施の意向がありました施設について記載しております。上段に私立の実施施設、中段に参考として、公立で実施する保育園を記載しております。また、表の左から、施設名、所在地、事業主体、種別、利用定員、事業開始年月日、参考として施設の利用定員と施設の事業開始年月日を記載しております。

まず、上段の私立の実施施設につきましては、私立の保育園といたしまして、キートスチャイルドケア美郷台の本園と分園になります。事業主体は株式会社ハイフライヤーズです。種別は、余裕活用型となりますので、利用定員につきましては、施設の利用定員の範囲内で実施となります。事業開始は本年4月1日からを予定しております。

次に、キートスチャイルドケア公津の杜と、同じ建物内にございますキートスベビーケア公津の杜でございます。美郷台と同様に、事業主体は株式会社ハイフライヤーズです。種別は、余裕活用型となりますので、利用定員につきましては、施設の利用定員の範囲内で実施となります。事業開始は本年4月1日からを予定しております。

次に、私立認定こども園のはくと幼稚園になります。事業主体は学校法人杉田学園です。種別は、一般型となり、利用定員は6名を予定しております。実施に当たっては、専任の保育士を2名配置する予定となっております。事業を実施する部屋につきましては、資料の下段の図面をご覧ください。はくと幼稚園の2階にございます、一番左側の部屋を使用する予定となっております。事業開始は本年5月1日からを予定しております。私立の施設につきましては、以上の4施設となります。なお、本年8月以降に実施を検討している施設もござ

いますことから、正式に実施の意向が示された場合には、次年度以降の本部会で協議いただくこととなります。

次に、資料の中段をご覧ください。公立保育園で実施する施設を記載しております。

長沼保育園につきましては、本年度も試行的事業を実施しておりましたが、引き続き、一般型で実施する予定としております。利用定員は6名としております。実施に当たっては、専任の保育士を2名配置するしております。実施する部屋は、下段の右側にお示ししておりますが、子育て支援室になります。

次に、小御門保育園と赤坂保育園につきましては、来年度から実施するもので、余裕活用型での実施を予定しております。なお、市内の実施施設につきまして、資料の5ページ、6ページに、位置図を添付しておりますので、後ほど、ご確認ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

質疑応答等の後、議事を終了する。

主な質疑応答以下のとおり。

委員：本年度、試行的事業として赤荻保育園と長沼保育園で実施しているとのことですが、その実績と一回あたり利用で何時間くらい利用されている方が多いのでしょうか。

事務局：本年度の試行的事業ですが、2園でひと月の延べ人数として概ね50人となります。利用時間については、2園ともに半日ずつの開所となりますので、1回あたり2～3時間です。

委員：入所に際しての制限はありますか。具体的には、国籍や障害の有無等についてです。

事務局：国籍などの制限はございません。障害についても制限はありませんが、看護師等の手配が必要となる場合等により受け入れ態勢が整っていない場合には受け入れができない場合がございます。

○報告 利用定員の変更について

「資料4-①分園の設置に伴う利用定員の設定」、「資料4-②キートスチャイルドケア美郷台本園・分園 施設概要」に基づき、事務局から説明。

説明の概要は下記のとおり。

事務局：「利用定員の変更（保育所分園の設置）について」ご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法においては、保育所、幼稚園、認定こども園の施設型給付につきましては、認可を受けた施設及び事業者について、利用定員や会計処

理などの運営基準が給付の対象となる施設あるいは事業者として適格かどうかを「確認」することとされており、定員の設定に当たっては、子ども・子育て支援法第34条第4項の規定により、審議会等に意見を聴かなければならないと定められております。

今回は定員の変更であり、変更にあたっては、審議会その他の合議制の機関において協議等の必要はございませんが、このたび、キートスチャイルドケア美郷台から、本年4月1日から保育園の利用定員を変更する旨の届出がありましたので、本部会において報告するものです。

資料4-②「キートスチャイルドケア美郷台本園・分園 施設概要」の2ページをご覧ください。

資料の右上に位置図がありますが、キートスチャイルドケア美郷台につきましては、郷部地区で平成29年4月から保育園として運営されており、事業主体は株式会社ハイフライヤーズとなります。このたび、同じく株式会社ハイフライヤーズが郷部地区で運営している小規模保育事業所であるキートスベビーケア美郷台を閉園し、キートスチャイルドケア美郷台の分園として本年4月1日より開園することになりましたことから、それに伴う利用定員の変更を行うものでございます。利用定員につきましては、右上に資料4-①とあります「分園の設置に伴う利用定員の変更」をご覧ください。

資料にあります表につきましては、左側に現在のキートスチャイルドケア美郷台とキートスベビーケア美郷台の利用定員、右側に変更後のキートスチャイルドケア美郷台本園と分園の利用定員を年齢ごとに記載しております。

変更後の利用定員につきましては、本園のほうで、1歳児が6名、2歳児から5歳児がそれぞれ21名で合計90名、分園では、0歳児が6名、1歳児が13名で合計19名、本園と分園あわせまして、109名となります。

利用定員の増減につきましては、現在の0歳児では6名の減少となりますが、1・2歳児では1名ずつの増加、3～5歳児では8名ずつの増加となり、施設全体としては89名から109名で表の下段に赤い枠で囲った部分、利用定員の合計では20名の定員の増加となっておりますことから、待機児童対策に資するものであると考えております。

資料4-②「キートスチャイルドケア美郷台本園・分園 施設概要」にお戻りいただき、3ページをご覧ください。

現在保育園として運営している本園のほうでは、1階で1歳児6名と2歳児21名、2階で3～5歳児各21名を受け入れ、4ページにあります分園のほうで、0歳児6名、1歳児13名を受け入れる予定となっております。

利用定員に対しまして、園長1名、保育士14名、調理員2名で、合計17名の職員体制となる予定でございます。以上、「利用定員の変更（保育所分園の設置）について」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

特に質疑なし。

○その他

赤荻保育園（公立）の建て替え工事に伴う休園及び成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の所掌事務の追加についての報告について

事務局：事務局から2点報告させていただきます。

まず、1点目でございますが、公立の赤荻保育園につきまして、来年度から令和9年までの3年間で、建て替え工事を予定しております。この工事に伴いまして、赤荻保育園は本年4月から休園させていただくこととなります。休園の間、現在通園されている園児の皆様につきましては、現在される保育園の入所の調整を行っているところですが、希望される園に入園できない場合でも、公立の大栄保育園または赤坂保育園に通園することが可能となっております。保育園の開園は令和10年4月からを予定しております。

2点目といたしまして「成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会について（案）」についてご説明いたします。資料5「成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会について（案）」をご覧ください。成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の設置にかかる規定でございます。

先ほど、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）につきまして、委員の皆様からご意見をいただいたところですが、事業の実施に当たり、資料にあります、「2. 所掌事務」につきまして、乳児等通園支援事業に関する内容を追加しております。追加した箇所を赤字でお示ししておりますが、アの項目に、「乳児等通園支援事業の利用定員を定める際に意見を述べること」、また、その3つ下の「認可」の項目に「乳児等通園支援事業」を追加しております。この規定につきましては、来年度以降に適用させていただきたいと考えております。